薬害肝炎 和解へ合意書

原告・政府 再発防止 協議へ

薬害C型肝炎訴訟の全国原告団と政府は15日、和解条件を盛り込んだ基本合意書を締結した。国が責任を認めて謝罪し、11日に成立した薬害肝炎被害者の救済法に基づいて症状に応じた一律の給付金（4千万～1200万円）を支払う内容。薬害の再発防止も約束した。同訴訟では全国5カ所の地裁・高裁で200人余の原告が争っているが、2月上旬以降、国との間で和解が順次成立していく見通しだ。

＝2面に「時時刻刻」「ひと」、26・30面に関係記事

一方、血液製剤の製造販売元である田辺三菱製薬など製薬企業3社との間では和解はまとまっておらず、原告団は今後、責任を認めて謝罪したうえで、基本合意書を締結するよう求めていく。

厚生労働省内で行われた調印式では、全国原告団の山口美智子代表らと舛添厚生労働相が署名した。舛添氏が「二度と薬害を起こさない体制づくりに全力を挙げる」と約束した。

合意書は冒頭で「国は、甚大な被害が生じ、被害の拡大を防止し得なかった責任を認め、心からおわびする」と、救済法と同じ表現で国の責任と謝罪に言及した。

投与事実の証明などは「医療記録（カルテ）か、同等の証明力を有する証拠に基づく」とした。国が認否にあたり、むやみに証拠を否定しないよう「新法の一律救済の理念を尊重する」との項目も加えた。投与事実が争いになれば裁判所の判断を仰ぎ、所見は双方が尊重する。厚労省は今後の提訴者について「カルテがない場合も一概に否定せず、投与を信じるに足る証拠が示されれば争わない」としている。

また、合意書では、国は血液製剤の投与を受けた人の確認の促進や投与患者への検査の呼びかけを約束。肝炎の医療提供体制の整備のほか、第三者機関による薬害の検証、再発防止策について原告・弁護団と継続的に協議する場の設定、なども盛り込んだ。

その後、原告団約110人は福田首相と首相官邸で面会。福田首相は薬害を招いた国側の責任について、「行政の代表として、おわびを申し上げたい」と改めて謝罪。「厚生行政を深く反省し、今後、薬害の発生を何としても防がなければいけない」と述べた。

山口代表は「私たちは今、頂上に登ることができました」と首相の政治決断に謝意を表したうえで、「多くの肝炎患者はまだ頂上に到達していない。一般肝炎対策にも力を入れていただきたい」と語り、肝炎患者全員を対象とした医療費助成などの対策を引き続き求める姿勢を示した。

基本合意書骨子

- ●責任と謝罪
  - ・国は甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかった責任を認め、おわびする
  - ・国は事件の反省を踏まえ、薬害の再発防止に最大の努力を行う
- ●投与事実、因果関係などの認定
  - ・投与事実は、医療記録及び同等の証明力を有する証拠に基づき証明する
  - ・投与事実、因果関係または症状に争いがある場合は、裁判所が判断する
- ●国の恒久対策など
  - ・血液製剤の投与を受けた者の確認の促進、検査の呼びかけに努める
  - ・第三者機関で事件を検証する

福田首相（右端）との面談に臨む全国原告団の山口美智子代表（右から2人目）ら。実名公表していない他の原告ら約90人が同じ場所で見守った＝15日午後5時3分、首相官邸で、高波淳撮影